

第52号議案

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「（当該年度に入学（編入学，転入学及び再入学を含む。以下この条において同じ。）又は復学した者に限る。）」を削り、同条第2項中「月の初日に入学」の次に「（編入学，転入学及び再入学を含む。）」を加える。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

就学支援金制度の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの



## 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の目的

高等学校等の授業料を支援する就学支援金制度の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

### 2 改正の内容

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第2条の2第1項第1号の規定を改正し、全日制、単位制以外の定時制、専攻科及び中等教育学校の後期課程に在籍する全学年の生徒について、4月、5月及び6月分の授業料の徴収期限を「7月10日」に変更するとともに、その他所要の改正を行うものである。

#### （理由）

高等学校等の授業料について、茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号。以下「徴収条例」という。）第5条第1項では、徴収期限を毎月10日（1月及び4月分にあつては20日）とするなどと規定され、また、同条第2項では、同条第1項の規定によらず授業料の徴収期限は教育委員会規則で定めることができるとされている。

授業料の徴収期限は、保護者等が一旦納付した授業料を、その後の就学支援金の支給決定に伴い還付する手続が生じないように、これまで徴収条例同条第2項の規定に基づき、施行規則で就学支援金の支給認定後の期日を徴収期限と定めている。

一般の就学支援金制度の改正により、就学支援金の申請時期が7月から4月に変更されることに伴い、支給認定時期がこれまでの9月から6月になることから、今後も同様の措置が講じられるよう施行規則の改正を行うもの。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

#### 【参考1】授業料等の徴収期限

##### 1 全日制、定時制（単位制以外）、専攻科及び中等教育学校の後期課程

授業料対象月		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
徴収期限	1年	7/10											
	2年	4/20	5/10	6/10	10/10			10/10	11/10	12/10	1/20	2/10	3/10
	3年												

今回の改正で徴収期限を7/10に変更

##### 2 定時制（単位制）・通信制

授業料対象月		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
徴収期限	全学年	7/10			10/10			1/20			3/10		

徴収条例で規定する徴収期限
 
 施行規則で規定する徴収期限

【参考2】就学支援金制度の申請時期・認定時期等

(1) 現行制度

学年	支給認定において対象となる授業料	申請時期	認定時期	支給認定が完了するまでの授業料の徴収期限
1年生	4月～6月分	4月頃	6月頃	4月～6月分授業料：7/10
	7月～翌年6月分	7月頃	9月頃	7月～9月分授業料：10/10
2年生以上	7月～翌年6月分	7月頃	9月頃	7月～9月分授業料：10/10

(2) 改正後（R8～）

学年	支給認定において対象となる授業料	申請時期	認定時期	支給認定が完了するまでの授業料の徴収期限（案）
全学年	4月～翌年3月分	4月頃	6月頃	4月～6月分授業料：7/10

## 第53号議案

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（令和2年茨城県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する規則

第1条中「が正規の勤務時間（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために」を「の業務量管理・健康確保措置に関し」に改める。

第2条第1項中「令和2年」を「令和7年」に、「第1号」を「第114号」に、「正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を「正規の勤務時間（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。）」に改め、同条第3項中「業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために」を「業務量管理・健康確保措置に関し」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（令和2年茨城県教育委員会規則第5号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">茨城県立学校の教育職員の<u>業務量管理・健康確保措置</u>に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、茨城県立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の<u>業務量管理・健康確保措置</u>に関し</p> <hr/> <p style="text-align: right;">必要な事項</p> <p>を定めるものとする。</p> <p>(業務量の適切な管理)</p> <p>第2条 茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会の所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和7年文部科学省告示第114号</u>）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（勤務を命じた日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第2条第3項に規定する勤務を命じた日をいう。）を除く。）以外の日における<u>正規の勤務時間</u>（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p>	<p style="text-align: center;">茨城県立学校の教育職員の<u>業務量の適切な管理</u>に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、茨城県立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が<u>正規の勤務時間</u>（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務量の適切な管理)</p> <p>第2条 茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会の所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和2年文部科学省告示第1号</u>）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（勤務を命じた日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第2条第3項に規定する勤務を命じた日をいう。）を除く。）以外の日における<u>正規の勤務時間</u>をいう。以下同じ。）</p> <hr/> <p style="text-align: right;">を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p>

- (1) 1 箇月について45時間
- (2) 1 年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について100時間未満
- (2) 1 年について720時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1 年のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月

3 前2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量管理・健康確保措置に関し  
\_\_\_\_\_必要な事項については、教育委員会が別に定める。

- (1) 1 箇月について45時間
- (2) 1 年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について100時間未満
- (2) 1 年について720時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1 年のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月

3 前2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

# 茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則

- ・ 県立学校の教員の時間外在校等時間の上限等（1カ月45時間、1年360時間）を定める規則
- ・ 今回の改正は、改正給特法（2025年6月）の施行に伴う整理改正  
「業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保」→「業務量管理・健康確保措置」

① **【国】給特法の改正（2025.6.14）**  
 教員の給与や勤務条件の特例を規定  
 （改正内容）  
 ・ 教職調整額の段階的な引上げ  
 ・ 教員の働き方改革の取組に関する計画の策定を義務付け

② **給特条例の改正（2025.12）**  
 教員の給与や勤務条件の特例を規定  
 （改正内容）  
 ・ 教職調整額の段階的な引上げ  
 ・ 国の指針に即して業務量管理・健康確保措置の実施を義務付け

③ **規則の改正**  
 教員の業務量管理及び健康確保のため必要な事項を規定  
 （改正内容）**法改正に伴う整理改正**  
**業務量管理・健康確保措置に関し必要な事項については、教育委員会が別に定める**

### 業務量管理・健康確保措置実施計画

**計画で定めるべき内容**

- ・ 2029年度（令和11年度）までに、時間外在校等時間を月30時間以内とするための具体的な取組

**留意事項**

- ・ 計画はインターネットで公表
- ・ 総合教育会議に報告
- ・ 毎年度、実施状況を公表

※ 計画は各自治体で策定

### 【参考】県立学校の時間外在校等時間の推移

	2021年度	2025年度 (上半期)	2025年度 (上半期) -2021年度
高校	25時間08分	22時間44分	▲2時間24分
特別支援	18時間11分	11時間41分	▲6時間30分

## 【参考】茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン（令和3年4月策定）

# 茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン

目次

1. ガイドラインについて	p1
2. ガイドラインの概要	p2
3. 在校等時間について	p3
4. 県立学校の在校等時間の状況	p5
5. 教員の働き方に対する意識とモデル校の実践成果（概要）	p6
6. 今後の取組の方向性について	p7
7. 働き方改革を進めるために各校で取り組むべきこと	p9
8. 資料：教職員の働き方に関する意識調査結果（詳細）	p12
9. 資料：働き方改革モデル校における実践成果（詳細）	p17

令和3年4月  
茨城県教育委員会

### 2. ガイドラインの概要

**目標**  
 勤務時間外の在校等時間の上限を「茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」（詳細 p3）で規定された「原則 月45時間以内、年360時間以内」とする。

- 【勤務時間調査から見てきた教員の働き方の現状】（令和2年10月調査より）詳細 p5
  - ・ 勤務時間外の1か月の在校等時間が45時間を超える教員の割合  
【高校】38.6% 【特別支援】9.0%
  - ・ 勤務時間外の1か月の在校等時間が80時間を超える教員の割合  
【高校】5.5% 【特別支援】0.0%
- 【働き方改革に対する意識調査】 詳細 p12
  - ・ 時間外業務を減らしたいと思いますか。  
思う（かなり・ある程度）…92.5%
  - ・ 時間外勤務が生じる主な要因  
①授業準備（60.8%） ②校務分掌業務（43.5%） ③部活動指導（35.2%）
- 【モデル校での実践検証】 詳細 p17  
 県立学校6校をモデル校として、実践検証を行った結果、超過勤務削減の成果が得られた。

超過在校等時間 (R1.10月 ⇒ R3.2月)	超過在校等時間 45時間/月を超える割合(R1.10月 ⇒ R3.2月)
【高 校】 63時間37分 ⇒ 27時間47分	【高 校】 71.5% ⇒ 12.2%
【特別支援】 35時間27分 ⇒ 21時間05分	【特別支援】 30.6% ⇒ 0%

モデル校で実践した取組を中心として、今後取組むべき項目を作成し、県内全校で実施。

- 【今後の取組の方向性】 詳細 p7
 

**重点項目**

(1) 在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革  
 (2) 部活動指導の負担軽減  
 (3) 学校運営体制と業務の改善
- 【目標達成のために各校で取り組むこと】 詳細 p9
  - (1) 在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革
    - ①時差出勤制度の導入  
職員会や、朝のSPAなど、朝の業務を工夫した上で、早出遅出の時差出勤を導入。遅出を活用することで、放課後の部活動指導を勤務時間内に実施。
    - ②完全出勤時間の設定  
各校で午後7時前まで設定、超える場合には管理職の許可を得る。
    - ③定時退勤日の設定  
各校で週1日以上、月6日程度を設定。
  - (2) 部活動指導の負担軽減
    - ④「部活動の運営方針」の遵守  
休業日…中学校：週当たり2日以上、高等学校：週当たり1日以上  
活動時間…中学校：平日2時間程度、休業日3時間程度、高等学校：平日2時間程度、休業日4時間程度
    - ⑤部活動数の精選  
「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（通知）」（令和3年3月30日）に従い、部活動数を精選。原則、教員数の半分以上とする。
    - ⑥複数顧問の配置による負担の平準化  
複数顧問を配置して、土日の部活動指導を分担。
  - (3) 学校運営体制と業務の改善
    - ⑦教材の共有化の推進  
クラウドや校内ネットワークを活用。
    - ⑧行事の精選と業務の効率化  
連絡だけの会議は廃止してデータの共有に変更、ペーパーレス推進、ネットバンキング活用、留守電設置。

2

## 第 54 号議案

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 3 年茨城県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の制定（令和 7 年 6 月 11 日）に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 4 項が改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）され、学校運営協議会を設置する学校の校長は、同項で定める事項について基本的な方針を作成し、当該学校の学校運営協議会の承認を得なければならないとされているところ、同項で定める事項に新たに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施を加え、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得ることになった。

そのため、学校運営に関する基本的な方針の項目に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を新たに加えようとするものである。

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第 12 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関すること</p> <p>(2) 学校経営計画に関すること</p> <p>(3) 組織編成に関すること</p> <p>(4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること</p> <p><u>(5) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めること</u></p> <p>2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第 12 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関すること</p> <p>(2) 学校経営計画に関すること</p> <p>(3) 組織編成に関すること</p> <p>(4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めること</p> <p>2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。</p>

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

新	旧
<p>第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。</p> <p>一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民</p> <p>二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>四 その他当該教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。</p> <p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> <p>5 から 10 まで（略）</p>	<p>第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。</p> <p>一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民</p> <p>二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>四 その他当該教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。</p> <p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> <p>5 から 10 まで（略）</p>

令和8年2月20日  
高校教育課

## 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

### 1 改正する規則等の概要

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和3年茨城県教育委員会規則第1号）

県立の高等学校等の学校運営協議会について必要な事項を定めるもの。

### 2 改正の内容

学校運営協議会を設置している学校の校長は、毎年度基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得ることになっているが、その基本的な方針の項目に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を新たに加えるため、次のとおり茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第12条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること
- (5) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

### 3 施行日

令和8年4月1日

### 4 改正を行う理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の制定（令和7年6月11日）に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第4項が改正（令和8年4月1日施行）され、学校運営協議会を設置する学校の校長は、同項で定める事項について基本的な方針を作成し、当該学校の学校運営協議会の承認を得なければならないとされているところ、同項で定める事項に新たに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施を加え、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得ることになった。

そのため、学校運営に関する基本的な方針の項目に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を新たに加えようとするものである。